



平成24年9月24日

★道路を守り、特殊車両の事故をなくす★ ～特殊車両指導取締り+研修部会～Vol.1

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重量等を制限しています。(車両制限令第3条)
このため、制限を超える車両を走行させようとする場合は、事前に道路管理者に通行許可を申請させることとし、申請を受付けた道路管理者は、車両の構造または車両に積載する貨物を審査し、やむを得ない場合に限って、“道路の保全”または“交通の危険防止”のための条件を付けて車両の通行を許可しています。(道路法第47条の2)

特殊車両指導取締りは、この通行許可制度の普及啓発と違反車両に対する是正指導を行うため定期的に実施しています。

9月19日、国道34号神崎市姉川で道路法違反の特殊車両に対する指導取締りを佐賀国道事務所と佐賀県警神埼警察署との合同で実施しました。

また、今回は、職場研修部会を通じ、5名の職員が研修参加し、書面及び取締り現地研修を行いました。結果、調査対象車両8台を検査し、うち無許可1台(経路違反1台の車両に対して指道警告を行いました。

まだまだ暑い日の取締りでしたが、事故・トラブル等もなく行うことができ、研修も有意義に終わりました。



取締り前の研修説明



指導取締り中

